

# 天皇制と皇位継承

—— 将来の天皇像と皇位継承方式 ——

小 林 裕一郎

はじめに

- I 明治「皇室典範」と男系男子主義
  - II 現行「皇室典範」と今後の皇位継承
- むすびにかえて

はじめに

2011年（平成23年）3月11日午後2時46分、東北地方を中心にマグニチュード9という未曾有の大地震が勃発した。

その後、東日本大震災と呼称される事となったこの震災は、震災のみならず、それに伴う大津波あるいは人災の側面も少なくないと考えられるが、福島での原発事故等を引き起こす結果となり、多くの死者・行方不明者を出し、被災地域での人々の地域外移住という深刻な事態をもたらす事となった。

更に、この未曾有の大災害は、日本社会全体に、これまでの社会生活を鑑み、今後の人々の生き方を改めて根本的に問い直すという事態をもたらす事にもなった。

震災後、被災者は、避難所等による不自由な避難生活を余儀なくされる事となったが、そうした避難生活の中で、天皇・皇后両陛下は、今回の大災害に心を痛め、何度も被災地を訪れ、被災した人々を温かく見舞う姿は、大変印象的な出来事であった。

天皇・皇后両陛下が、避難所の中で、親しく温かい表情を見せながら、直接被災者等と膝をつき合わせて会話を交わす姿は、多くの人々に大変な安堵感等

を与えたものと思われる。これに対して菅首相（当時）が、被災地を訪れた際の人々の反応とは大きな違いがあった。

日本国憲法（現行憲法）下の天皇制は、スタートしてから既に60年以上の歳月が経過したが、天皇制は、改めて人々の間に大きなインパクトを与えている事が、こうした事実からも伺われる。

1990年代に入り、日本のバブルと呼ばれる経済が崩壊し、21世紀に入っても未だ厳しい政治・経済状況が続く中、さらに未曾有の大災害が勃発し、社会全体が逼塞する中で、天皇・皇后の精力的な行動は、多くの人々に大きな安堵感を与える数少ない貴重なものであった。

大震災勃発前から問題とされてきた多くの深刻な政治・経済問題等、そして今度の災害と日本社会全体に閉塞感の漂う中で、他の問題に注意の目が向けられる事はなかなか難しい。現行憲法問題の議論について、2010年（平成22年）に国民投票法の施行を迎えたにも拘わらず、現行憲法を今後どうするかといった議論は、その改憲問題等を含め殆ど停滞したままである。

なかなか進展しない憲法議論であるが、しかしその一方で、沖縄普天間基地問題に伴う日米関係や国連加盟国としての国際貢献のあり方を含め今後の憲法9条のあり方等、現行憲法は多くの問題を抱えている。

その中で、現行憲法の第1章に位置する天皇制の問題は、その存続に関する問題を含め、憲法の最重要問題の一つである。

今回の本稿の目的は、現在の天皇制について、天皇制の今後果たすべき役割や、天皇制の維持を前提とした場合、その皇位継承資格者の確保をのあり方を、現行の皇位継承方式の問題を分析しながら、若干の考察を試みるものである。

## I 明治「皇室典範」と男系男子主義

### 大日本帝国憲法（明治憲法）の成立

徳川幕藩体制が崩壊し、新たな明治新政府は、欧米先進国に一刻も早く肩を並べ、一等国の仲間入りを果たすべく、「富国強兵」・「万邦対峙」等のスロー

ガンを掲げ、近代国家建設の努力に邁進する事となった。

しかしその一方で、明治初期の新政府は、維新後の急激な変革の中で、士族の反乱や<sup>1)</sup>、1874年（明治7年）の「民選議員設立建白」に見られる自由民権運動等<sup>2)</sup>、武力あるいは言論による反抗の対応に苦慮する事となった。

政府は、幕末に締結された欧米列強諸国との条約問題を相続し、その改正を図るという対外問題を抱えていた。

条約改正問題を解決するという目的の為、法制度上、日本が近代国家の体裁を整えなければならないという必要性から、近代国家に相応しい国家の最高法規、すなわち憲法の制定は重要な問題であった。

政府は、1875年（明治8年）に、「立憲政体樹立の詔勅」を発し、同年、立法機関である元老院を開院し、憲法草案起草を命じた。

元老院は、憲法取調局を設置して、国憲取調委員を任命し、憲法草案の起草に着手し、1876（明治9年）から1880年（明治13年）にかけて、（第1次～第3次）「日本国憲按」が作成された。

「日本国憲按」は、海外の諸法を参考にして作成されたが、リベラルな要素が目立ち、最終的に政府により採用される事はなかった。

憲法制定への本格的な作業は、1881年（明治14年）に転機を迎えた。同年3月、立憲政体に関する意見書として参議職の大隈重信が、イギリス型のリベラルな議院内閣制や性急な国会開設を要求する「大隈意見書」（「国会開設意見書」）を明治天皇に提出し<sup>3)</sup>、これに対抗する形で、7月に「岩倉意見書」が提出された。「岩倉意見書」は、法制官僚の井上毅が岩倉具視の名前で提出した文書で、後の大日本帝国憲法の骨組みが定められていた<sup>4)</sup>。

同年10月に、政府の伊藤博文等は、「明治十四年の政変」を起こし<sup>5)</sup>、大隈重信の参議罷免や大隈派の官僚を一掃し、松方正義や伊藤中心の薩摩・長州中心の薩長藩閥の権力体制が改めて確立された。

政府は、政変と共に、自由民権運動に対応する為の譲歩も忘れなかった。政府は、政変の中で、「国会開設の勅諭」を発し<sup>6)</sup>、1890年（明治23年）に国会を開設をするという具体的な公約を行い、更に国会開設に先立ち、憲法を制定す

る旨を公約した。

制定を公約した憲法は、欽定主義、すなわち制定の主体が君主に依拠するものであり、憲法制定の主導権は常に政府側に握られていた<sup>7)</sup>。

政府は、「国会開設の勅諭」により、国会開設及び制憲を国民に明確に公約した以上、国会・制憲の準備に向かって本格的に乗り出す事となった。

政変の翌1882年（明治15年）に、伊藤博文は、憲法調査の目的で欧州へ派遣される事となった。伊藤は、政府より「訓条」と呼ばれる調査を委託されていた<sup>8)</sup>。

「訓条」は、計31項目より構成されていたが、その半数近くの15項目が、議会及び議案・予算関係の調査項目で占められていた。これは、「明治十四年の政変」や民権運動の主目的である国会開設要求運動を強く意識したものであった。

伊藤は、欧州での憲法調査において、特にオーストリア・ウィーン大学のロレーンツ・フォン・シュタインやドイツ・ベルリン大学のルドルフ・フォン・グナイスト等から講義を受けた。

シュタインやグナイスト等は、オーストリアやドイツにおいて「世界的法学者或は社会学者として知られ、その上に彼等の学的立場が常に政府的であり、政府の政治理論を講究してその学的背景をなすの観をていしていたし、また政府に於ても、彼等に対しては最高の敬意を表していた」人物であり<sup>9)</sup>、「何人も彼等に学師として白羽の矢を立てねばならなかった」という理由から<sup>10)</sup>、伊藤にとって、彼等の講義は、憲法調査に必要不可欠であった。

伊藤は、1883年（明治16年）8月に帰国し、その後、憲法草案起草作業の本格化の前に、国内の政治改革として、翌1884年（明治17年）に華族令の制定、更にその翌年の1885年（明治18年）には内閣制度をそれまでの太政官制を廃止して、内閣制度を設置し、初代内閣総理大臣に就任した。

欧州での憲法調査にあたり、政府より伊藤に委託された「訓条」の項目は、「明治憲法起草の過程で審議、修正・取捨され、あるいは部分的に加除され、大日本帝国憲法へと集大成される」事となり<sup>11)</sup>、1889年（明治22年）2月11日、

大日本帝国憲法（明治憲法）は発布された。

明治憲法の制定については、国家として背景に条約改正の問題を解決する目標の為に、欧米諸国により近代国家として認知されるべく、結果として近代国家に相応しい憲法の制定が必須要件とされる対外的な要因があった。

その一方で、政府は、対内的には自由民権運動を抱え、民権運動に対応すべく、民権派による近代性の要求にある程度応えなければならないという問題を抱えていた。

さらに、政府部内の神権主義的な天皇制の国家構想の意図も存在した。それらの諸勢力・諸要因の対決と妥協の産物により、明治憲法は成立した<sup>100</sup>。

明治憲法は、複合的な要因に基づき、最終的に妥協の産物による憲法であったので、必然的に憲法は、近代的な要素と非民主的な要素の二面性を内包せざるを得なかった。

### 近代皇室制度の成立

明治憲法の成立と同時に、明治「皇室典範」が勅定された。皇室典範は、明治憲法と異なり、皇室の家法であるとの理由から、公布する性質のものではないとして、新聞に非公式に発表される形をとった。伊藤博文は、皇室典範の注釈書である『皇室典範義解』の中で、「皇室典範ハ皇室自ラ其ノ家法ヲ條定スル者ナリ故ニ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公布スル者ニ非ス」と述べている<sup>101</sup>。日本の皇室制度は、明治維新以降、近代国家の確立の急務と相俟って、近代化に適合する制度の確立が求められた。

1876（明治9年）から1880年（明治13年）にかけての「日本国憲按」において、皇室関係の項目として、「皇帝」・「帝位継承」・「皇帝未成年及摂政」・「帝室経費」の4章が規定されていた。

さらに、伊藤の欧州派遣の際に委託された「訓条」にも、「一、皇室及び貴族制度に関するもの（三項目）が含まれていた<sup>102</sup>。

伊藤に委託された「訓条」の項目については、「岩倉意見書」の内容が影響を及ぼしていた。「岩倉意見書」において、18項目から構成される「大綱領」

の中で、「一、帝位継承法ハ祖宗以来ノ遺範アリ、別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ、帝国ノ憲法ニ記載ハ要セサル事」と記され、皇位継承の法については、憲法とは別に皇室独自の法に記載されるべき旨の意見が示された<sup>10</sup>。

皇室制度の着手については、1882年（明治15年）12月に、宮内省内に内規取調局が設置され、岩倉具視が総裁となり、「皇族令案」が作成された。その後、宮内省制度取調局において、「皇室制規」が立案された。

「皇室制規」の第1条において、皇位継承問題に関し、「皇族中男系絶ゆるときは、皇族中女系を以て継承す」と規定し、女性天皇を否定する考えは見られなかった。しかしその後、この規定に異論が出される事となった。

明治憲法及び明治「皇室典範」の作成に重要な役割を果たした井上毅は、彼自身が纏めた「謹具意見」を伊藤に提出し、その中で、「我が国の女帝即位の例は、初めは摂政に起因せし者にて、皆一時の臨朝」と述べ、過去に存在した女性天皇は、全て一時的な措置に過ぎないとの見解を示し、女性天皇を否認した。

宮内省制度取調局は、「皇室制規」案を修正する形で、続いて「帝室典則」を立案した。これは女性天皇問題に関し、「皇室制規」とは異なり、井上の具申が尊重される形で、女性天皇を否認し、皇位継承は男系に限定する内容であった。

宮内省起案の「皇室制規」・「帝室典則」は、政府が、積極的に皇室法の整備を推進しようとする意思の表れと考えられるが、しかし最終的に、明治「皇室典範」の成立に繋がる皇室関係の法案は、「皇室制規」・「帝室典則」立案後に具体的に起案される事となった。

元老院のメンバーで、「日本国憲按」の作成に関与し、駐露公使を務めた柳原前光が、「帝室法則綱要」を作成した。さらに柳原は、1887年（明治20年）1月に、「皇室法典初稿」を起草した。この初稿の第36条で、「女性天皇」問題に関し、「皇位を継承するは男系男子に限る」と明記され、「女性天皇」は明確に否認された。この第36条の文言が、後に明治「皇室典範」第1条の基礎になったと考えられる。

井上は、柳原の「皇室法典初稿」に大規模な修正を行い、その後、修正された「皇室法典初稿」は、「皇室典憲」という名称となった。

さらに井上は、「皇室憲典」という案を作成し、又「皇室法典初稿」の後半部を修正した「皇室令按」と題する案を作成した。これは、「皇室法典初稿」の条文が多い為、井上が、「皇室に関する規定と皇族に関する規定は別個のもの」にするという意図から<sup>66</sup>、案の分割を企図したものと考えられる。

井上は、「皇室憲典」案を柳原に示し、その後一部修正し、「皇室憲典」の修正案を柳原に送付した。

「皇室典憲」・「皇室憲典」・「皇族令按」等の検討・修正を経て、「皇室典範」・「皇族条令」が作成された。柳原は、「皇室典範」案を受け、「皇室典範」再稿を作成し、1887年（明治20年）3月、伊藤に提出した。

伊藤は、井上・柳原・伊東己代治（伊藤の秘書官）を交え、3月20日に高輪会議と呼ばれる会議を開き、「皇室典範草案」をまとめた。

「皇室典範草案」作成後は、「憲法・議員法・会計法・その他の法令の起草作業」を行っていたが<sup>67</sup>、翌1888年（明治21年）3月に、典範草案の再検討・再修正が行われ、4月初旬に、典範の草案作業が終了し、枢密院での審議を図る目的で、計12章66カ条から成る枢密院御諮詢案が完成した。5月より、諮詢案審議の会議が枢密院において行われ、会議は第1審・再審・第3審と、典範案の修正等が慎重に検討された。

枢密院会議の結果、1889年（明治22年）2月11日、明治憲法公布と同時に、全12章62カ条から成る明治「皇室典範」が、「公式にこれを臣民に公布せず、その制定を賢所・皇靈殿・神殿に報告するに止め」<sup>68</sup>、新聞に非公式に発表された。

明治「皇室典範」の位置づけは、戦後の日本国憲法体制下とは異なり、明治憲法と同格の最高法規性を有するものと位置づけられ、明治典憲体制と呼ばれ、憲法を頂点とする政務法と皇室典範を頂点とする宮務法が並立する国法二元主義という体系が整った。

さらに、皇室は、「皇室自律主義」と呼ばれる<sup>69</sup>、国民（明治憲法下で臣民と

呼称される)からの容喙を一切受けない特別な存在として位置づけられた。

## 明治「皇室典範」と「家」制度

明治「皇室典範」は、「皇位継承を中心とする公的規定と皇室の家憲という私的内容」を包含していたものであった<sup>21)</sup>。

皇室の家法である明治「皇室典範」の成立により、近代天皇制国家の皇室制度が整備されたが、この皇室制度を支える根本思想として「家」制度が、非常に重要な比重を占めていた。

「家」は、「原則として血族(日本の場合には養子をとることも可能であった)によって構成される家族が、その家産・家業・家名を維持するために、家長の指揮監督に従って生活する組織」を意味した<sup>22)</sup>。

この「家」を重視する姿勢は、日本の封建社会で武士階級が「家名」の保全に極めて神経を使った事からも理解出来るが、この「家」の思想が、徳川幕藩体制の時代に農民階級の中にも浸透し始める様になったのである。

農業は、「家長の指揮のもとに家族が営むもの」というのが原則であったので<sup>23)</sup>、必然的に農村で「家」の形成が行われた。

明治維新による幕藩体制崩壊後、近代国家形成に邁進する時代となっても、農業国家としての比重は小さくなく、アジア・太平洋戦争開始の時期においても、農民が人口の約半数を占めていた。

近代日本の資本主義・帝国主義の発展は著しい一方で、農村的性格は根強く残り、「農村は家の集合体であったから、家とその秩序は根強く存在し」た<sup>24)</sup>。

「家」社会は、戦前の日本社会の基本型であり、皇室は、「家」の最高峰と見なされた。明治憲法に見られる『皇祖祖宗』の文言等、祖先を尊崇する特徴は、「家」秩序を遵守する姿勢の表れであった。

明治憲法制定の立役者であった伊藤博文は、西洋社会では、キリスト教が人心掌握の大きな機軸となる一方で、日本には、その様な宗教はなく、結局、皇室のみが人心掌握の中心となりうるものと考えていた。それ故、皇室は、日本の社会秩序たる「家」秩序の中心的な役割を果たさなければならなかった。

戦前の近代日本の「家」社会において、皇室は「家」の代表として、天皇は「家」の家長の代表として、位置付けられた。

### 男系男子主義の確定

日本の皇位継承に関しては、古代より近世にかけて、8人10代（うち2人は2度即位のため）の女性天皇が存在した。

しかし近代以降、女性天皇について、その出現は否認された。

明治「皇室典範」の注釈書である『皇室典範義解』の中で、女性天皇は、「幼帝の歳長ずるを待ちて位を伝へたまはむとするの権宜に外ならず」と説明している。すなわち、女性天皇は「権宜」、一時の便宜的な処置に過ぎないと解釈され、幼い男子の皇位継承者が、成人するまでの「中継ぎ」役であるとの認識であった。

しかし今日、過去の女性天皇が一種の「中継ぎ」役であると判断することには疑義が呈されている。

日本の歴史上、最初の女性天皇と考えられる推古天皇、続く皇極天皇（再即位で斉明天皇）、そして持統天皇の7世紀末までに至る3人の女性天皇は、共通項として全て皇后であった。この史実は、女性天皇を一貫した単純な「中継ぎ」役と断定する判断に一石を投じるものと思われる<sup>94</sup>。

3人の女性天皇について、推古天皇（額田部皇女）は、在位期間が36年にも及び、その間、冠位十二階の制や十七条憲法等の制度を整備した。これは補佐役として、厩戸皇子（聖徳太子）や蘇我馬子等の尽力が考えられるにせよ、30有余年にわたる治世が行われたのは、女性天皇に強い指導力があったものと考えられる。

皇極（斉明）天皇は、国際的な政治・軍事活動を行っている。当時の朝鮮半島情勢に伴い、当時の百濟から救援を要請され、斉明天皇自ら九州へ赴き、陣頭指揮を行うという対外的な軍事活動に対するリーダーシップは、強い指導力を伴わなければ出来ない行為である。

持統天皇は、690年に即位し、飛鳥浄御原令の施行等、律令政治の確立に尽

力し、讓位後も太上天皇（讓位後の称号）という立場で、天皇の後見役として政務をみている。

古代の女性天皇の中には、これら強い政治指導力を発揮した女性天皇の例も見られ、女性天皇を単なる「中継ぎ役」と断定するのは早計であると考えられる。

歴史的に、律令政治の体制以降、時代が下がるにつれ、女性の権利制約が促進され、12世紀末の武家政権の確立、それに伴う、「儒教イデオロギーを借りて強化された男女差別感の徹底」が結果的に<sup>29</sup>、古代の女性天皇が、政治的に重要な役割を果たしたにも拘わらず、女性天皇は「中継ぎ」役という偏見的な見方を生み出したのではないかと考えられる。

さらに、日本の皇位継承方式を西欧のそれと比較する場合、西欧とは異なる側面があった。

西欧においては、「一夫一婦制を当然の前提とした上で、どこの王侯家でも、その主権的な地位の継承者は、正統な結婚から生じた嫡出子」が必須条件であった<sup>30</sup>。

しかしその一方で、例えば、近世日本において、「皇位継承の選択は、大まかなルールの範囲内で結局は天皇の裁量で決定」され、「皇位継承・皇族の婚姻などに関しては語るに足るルールはほとんど無きにひとしいものがあった」との指摘がある<sup>31</sup>。正式の皇后が存在しても、その一方で、「女官という名の側室たちが生む『皇胤』の子が、潜在的には常に皇位継承者」となる可能性があった<sup>32</sup>。

近代以前の日本社会では、「天皇家のみならずそもそも一般社会においても、一夫一婦制の制度及び観念が全くない風俗文化を反映する」ものであり<sup>33</sup>、「自然発生的・自然承認的な慣行であったと」考えられる<sup>34</sup>。

この様な慣行は、江戸幕末の孝明天皇や、その後の明治天皇、さらには大正天皇まで継承された。

日本の皇位継承方式が、近代以降になっても、西欧化しなかったのは、「天皇のみならず民衆的なレベルも含め、日本社会全体に一夫一婦制の観念が」無

く<sup>93</sup>、皇位継承者が非嫡出子であるという事実は、その伝統であるが故に、躊躇無く受け入れられたのである。

日本社会においては、「皇位を骨頂とする政治社会的な地位、家格、家禄その他承継・相続に価する家産等を持つ諸家においては、なんらかの方式による嫡出子優先原則をとりながらも、正妻以外の婦女子が産んだ男子が、跡継ぎの地位に就くことを許容する慣行・制度が」存在したのである<sup>94</sup>。

日本の皇統に関し、男系による維持が可能だったのは、「天皇家が西欧君侯家とちがって嫡男主義をとらず、庶子も遠慮なく当然に皇統に参入させた」事が大きかったからである<sup>95</sup>。

日本の皇位継承制度について、「日本天皇家にあっては、非嫡出子（庶男子）でも皇位を継承できる制度」が<sup>96</sup>、男系男子による男統主義（女性天皇の否認）と密接に関係する事に留意する必要がある。

その一方で女性天皇を否認し、他方で庶子を容認する事は、「独特に日本的な補助慣行＝伝統と不可分の関係」であった<sup>97</sup>。

近代以前から、「男系・男子主義を隠然と支えてきた庶男系補完制度」は<sup>98</sup>、「近代化＝立憲国家化を目指しつつ、新しく皇位継承法システムを構築するという制度創設を目指す政策課題に」取り組む明治政府にとっては<sup>99</sup>、近代に入っても、その継続を考慮しなければならない重要な制度であった。

さらに、男系主義が尊重される重要な要素として、近代以前からの「家」制度のあり方が、日本社会に深く関係していた。すなわち、「家督・家格・家名・家産を有し、その継承・相続が法（慣行）としておこわれる社会層にあっては、ゆるやかな形を採る長男単独家督財産相続制が」普及し<sup>100</sup>、近代に入り、家族制度についても、西欧流の思想が流入しても、長男を重視する家督制度は、日本社会に厳しく根を張り続けた。男系主義の思想は、「『家』観念の本質的な部分を占める長男単独家督財産相続制」度により遂行されたのである<sup>101</sup>。

## 注

- (1) 士族の反乱については、明治初年の大久保利通を中心とする有司（＝役人）専制政治に不満を抱き、政府に対する、武力反抗で、江藤新平による佐賀の乱や廃刀令に憤激した敬神党の乱（神風連の乱）、秋月の乱、萩の乱等が著名であるが、その最大の反乱は、1877年（明治10年）の西郷隆盛を首魁とする西南戦争であった。
- (2) 1873年（明治6年）の「明治6年の政変」で下野した板垣退助は、翌1874年（明治7年）に日本最初の政党である愛国公党を結成し、民選議員設立の建白書を、立法機関である左院に提出した。政府側は時期尚早と判断、無視したが、イギリス人ブラックの創刊した『日新真事誌』に掲載され、国会開設論の口火を切る事となった。その後、自由民権運動は、愛国公党から、立志社・愛国社・愛国社再興の変遷を経て、国会期成同盟へと発展した。信夫清三郎『現代政治史年表』、1960年、三一書房、32～33頁。参照、愛国社設立には立志社のメンバーが中心となり、「自由民権運動を地方に広げるために、1874年3月、板垣退助等は高知に帰り、土佐士族の海南義社を吸収して、立志社を設立した」、そして1875年（明治8年）2月22日、「立志社は阿波の自助社とはかつて各県の民権家有志を大阪に召集し、愛国社を創立した。これは、全国各地の民権政社を統一して、民権運動を全国的に組織しようとした最初の試みであった」。信夫、前掲、42～43頁、参照。1880年（明治13年）の愛国社第4回大会で、組織の名称を国会期成同盟に変更、当初、愛国社は立志社を中心とする組織であり、指導者の多くが士族出身であったが、民権運動の高揚と共に、「士族以外の豪農層が運動に参加し始めたことは、自由民権運動が士族の運動から豪農層を基盤とする広汎な国民的運動に変化しはじめた」事を意味し、国会の設立要求を民権運動の最大の焦点とする組織にすることをあらためて明確にした事を意味する。
- (3) この意見書は、性急な憲法制定（欽定主義）及び議会開設を内容としている。福沢諭吉の高弟で政府部内で大隈派の官僚として政務に携わった矢野文夫の起草によるものである。板野潤治『日本憲政史』、2008年、東京大学出版会、54頁、参照。この意見書の特徴として、議会開設の前に、憲法を欽定主義（制定主体が君主）で制定するというものであった。これは、自由民権派の議会開設を最優先する性格のものとは異なっていた。意見書に関し、板野氏は、「自分たちが明治政府の中心人物を握って天皇を動かし、イギリス流の議院内閣制を定めた『憲法』を欽定し、その後で総選挙を行って自分たちが多数党となって政権を握るというのは、あまりに身勝手なシナリオである」と興味深い指摘を行っている。
- (4) 信夫、前掲、44～45頁、参照。明治十四年の政変が勃発する約3ヵ月前の7月6日、「自由主義的な憲法草案に対抗し、専制の憲法制定にたいする基本構想を明示

するために書かれた」もので、実際は井上毅が起草し、岩倉具視の名前で上奏された。

- (5) 藩閥政府は、国会開設を請願する自由民権運動の高揚や、政府部内での条約改正問題等の内外の政治問題を抱えていたが、1881年（明治14年）7月下旬に、藩閥と政商の結託による北海道開拓使官有物払下げ事件が勃発し、藩閥政治の弊害が一層表面化し、政府部内でも、国会の早急な開設を望む大隈重信と伊藤博文との対立が深刻化した。事態の收拾を諮るため、同年10月に伊藤等は、政変を起こし、払下げの認可は取り消したが、薩長藩閥による権力体制の引き直しを図った。
- (6) 信夫、前掲、44～45頁、参照。政変の3ヵ月前に起こった藩閥政治の弊害を露呈した北海道開拓使官有物払下げ事件を契機に、民権運動の政府攻撃が激化し、西武内の対立を收拾する目的で、大隈重信の参議罷免及び大隈派の追放を断行し、その一方で、「民権運動の先手をうって国会開設の勅諭（1890年に国会開設）」を「民権派に対し、譲歩を示すように見せたが、「民権運動の基本的スローガンをうばいとり、『タトエ急進党ヲ鎮定セシムルコト能ハストモ優ニ中立党ヲ説服』（井上毅）して民権運動を分裂させる積極的な手段」という意図が隠されていた。
- (7) 大日本帝国憲法（明治憲法）は、君主によって制定される、すなわち欽定憲法主義を採用した。これは、制憲の過程で、明治政府が先手を打ち、民主制を押さえ込む意図があった。民権派は、憲法制定会議を開き、憲法案を審議する意図があったが、それを予め予防する方策でもあった。君主によって与えられる憲法の意味から、国民は臣民と呼ばれ、広汎な天皇大権の下、権利や自由が制約された。他の憲法制定形式として、民定憲法（国民等による制定）あるいは君民協約憲法（君主と国民の合意による制定）等が挙げられる。
- (8) 清水伸『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』、昭和14年、岩波書店、142～144頁、黒田展之『天皇制国家形成の史的構造』、1993年、法律文化社、414～415頁、参照。明治政府から伊藤博文に憲法調査に際し、委託された調査項目で、合計31項目から構成され、特に議會関連事項「議會（上院及び下院）および議案・予算等に関するもの（一五項目）」が半数近くに及んだ。背景に自由民権運動に対する政府の配慮が考えられる。
- (9) 清水、前掲、104～105頁、黒田、前掲、414頁、参照。
- (10) 清水、前掲、104～105頁、黒田、前掲、414頁、参照。
- (11) 黒田、前掲、422頁。
- (12) 1889年（明治22年）2月11日に発布された大日本帝国憲法（明治憲法）は、一つの意思が貫徹したものではなく、様々な勢力及び要因が対立し妥協することによって成立した憲法であった。すなわち、対内的には、自由民権運動への対応、対外的には条約改正問題に伴う近代国家の体裁、政府の天皇中心の中央集権国家体制の思

- 惑等、複雑な要素が絡み合った末の成立であった。明治憲法は、それ故、近代的要素と非民主的な要素の二重性を有し、その憲政運用については、その時々国内及び国際政治経済情勢等を背景に、近代的要素が強調される時期もあれば、非民主的な要素が強調される時期もあるといった不安定な特徴を持っていた。
- (13) 伊藤博文『帝國憲法・皇室典範義解』、明治30年、國家学会、143頁。
  - (14) 黒田、前掲、414頁。
  - (15) 黒田、前掲、416頁。明治初年の憲法草案である「国憲按」には、国政に関するものと皇室に関するものとは分離されていなかったが、岩倉意見書の中の「大綱領」では、国政関係と皇室関係は、これを厳しく分離せよと説いている。
  - (16) 島善隆『近代皇室制度の形成』、1998年、成文堂、43頁。
  - (17) 島、前掲、60頁。
  - (18) 島、前掲、106頁。
  - (19) 伊藤正己（他編）『憲法小辞典』、昭和50年、有斐閣、103頁、参照。「皇室のことは皇室自らが決定し、国民がこれに関与することを許さない、という原則。明治憲法体制の下では、憲法と皇室典範とはそれぞれ最高の成分法形式で、皇室典範の改正には帝国議会の議決を必要としなかった。また、広大な御料地を設け、経済的な面から皇室の自主独立性を脅かされるのを防いだ」。そして戦後、「日本国憲法の下では皇室典範は法律となり、皇室の財政は国家の民主的統制に服し、皇室自律主義は」破棄された。
  - (20) 黒田展之『象徴天皇制の展開―戦後天皇制の大衆化―』（『法と政治』、第53巻第2号）、2002年、関西学院大学法政学会、61頁。
  - (21) 鈴木正幸『皇室制度』、1993年、岩波新書、72頁。
  - (22) 鈴木、前掲、72頁。
  - (23) 鈴木、前掲、72頁。
  - (24) 中野正志『女性天皇論』、平成14年、朝日新聞社、118頁。女性天皇分析については、この著書に実に詳細にまとめられている。この中で、古代史学者の井上光貞氏の研究として、「古代には、皇位継承上の困難な事情があると時、先帝または前帝の皇后が即位するという慣行があったのであり、それが女帝本来のすがたであった」と指摘している。7世紀末までに即位した女性天皇は律令制以降に即位した女性天皇とは質的に異なるものとの考えを示した。
  - (25) 中野、前掲、145頁。加藤周一氏は文学史の分析として、古代の女性の役割を指摘している。加藤周一『日本文学史序説・上』、1975年、筑摩書房、参照。
  - (26) 奥平康弘『「萬世一系」の研究』、2005年、岩波書店、227頁。皇位継承問題における継承者の資格等の問題について、実に精緻に分析している。
  - (27) 奥平、前掲、226頁。

- (28) 奥平、前掲、226～227頁。
- (29) 奥平、前掲、227頁。
- (30) 奥平、前掲、227頁。
- (31) 奥平、前掲、229頁。
- (32) 奥平、前掲、229頁。
- (33) 奥平、前掲、228頁。
- (34) 奥平、前掲、227頁。
- (35) 奥平、前掲、228頁。
- (36) 奥平、前掲、229頁。
- (37) 奥平、前掲、229頁。
- (38) 奥平、前掲、235頁。
- (39) 奥平、前掲、235頁。

## Ⅱ 現行「皇室典範」と今後の皇位継承

### 現行「皇室典範」下の皇位継承

明治憲法体制は、アジア・太平洋戦争の末期、連合国によるポツダム宣言を、1945年8月14日に受諾する事により、事実上崩壊した。

戦後、日本の民主化を推進する為、事実上、日本に対する占領の主導権を握っていたアメリカは、明治憲法体制下における天皇制を変革する方針を打ち出した。

国家の最高法規である憲法に関しては、戦前の天皇主権の基本原理が廃され、国民主権を基本原理とする日本国憲法が制定された。

これに伴い、天皇は、戦前の神格化された絶対主義的な立場から、戦後は日本国憲法第1条に規定される『日本国の象徴』としての立場に変革された。

この様な変革に伴い、皇室制度も又、変化が要請される事となった。

皇室制度に関し、戦前の明治「皇室典範」は、明治憲法と同格の最高法規として位置付けられていた。しかし、戦後の現行「皇室典範」は、戦前とは異なり、国会の議決する普通の法律の一種と見なされ、現行憲法の下位法として位置付けられた。

戦前と戦後の呼称が「皇室典範」と、同一である理由は、皇室の尊厳に配慮し、「一種の荘重さを与へる趣旨」という理由からであった<sup>1)</sup>。

皇位継承問題に関しては、明治「皇室典範」では、その第1条で、『大日本国皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を継承す』と規定し、明治憲法では、その第2条で、『皇男子孫』と規定され、明治典憲体制では、「男系男子」による皇位継承が明らかであった。

これに対し、日本国憲法では、皇位継承に関する規定に微妙に変化が見られた。現行憲法では、その第2条で、『皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する』と規定され、明治憲法とは異なり、男女の性差が取り除かれているのが特徴である。

しかし、その一方で、現行「皇室典範」では皇位継承の規定は、その第1条で、『皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する』と規定され、皇位継承は、最終的に、明治「皇室典範」の内容と変化がなかった。

現行「皇室典範」を整備する過程で、戦前の旧弊を批判する意見が出されたが、当時、典範論議の中心的人物であった金森徳次郎国務大臣は、例えば、女性天皇の可否について、「そういう考えが湧き起ることは、これは國民の意思によつて事物が研究されていく現在の段階において、適當」であると考えているとの見解を示し<sup>2)</sup>、女性天皇の可否について、将来の検討課題との含みを持たせた。

さらに、金森国務大臣は、皇位継承を男系に限定する問題に関し、「男系によるということが何故に正しきや否やということの議論は、相當にむずかしい」との見解を示し<sup>3)</sup>、今後の重要な研究課題であるとの認識を示した。

金森国務大臣は、皇位継承問題における、現行憲法と現行「皇室典範」との関係について、「皇室典範が憲法と背反する場合は起りますれば、その点におきましては、最高裁判所の判決を受ける場面が現れて来ることは、もとより予想している」との見解を示し<sup>4)</sup>、戦後の新たな天皇制が憲法原理の一つと考えられ、現行憲法に規定する国民主権との調和が重要な問題となることを示唆した。

## 女性天皇と宮中祭祀

古代から近世にかけて、8人10代の女性天皇が存在したが、明治以降、その出現は不可能となった。

しかし、皇位継承に関し、少なくとも現行憲法上は、明治憲法と異なり、性別による明記は無くなり、さらに現行憲法の第1条で、天皇の地位は『国民の総意』、すなわち、民意に基づかれ、国民の意思により、天皇制の変革は許されるものとなっている。

天皇制の歴史的意義の1つとして、宮中（皇室）祭祀の問題は重要である。皇室の祭祀体系に関しては、1908年（明治41年）に皇室祭祀令が作成され、宮中祭祀が明文化された。戦後、祭祀令は廃止となったが、祭祀体系等は天皇の私事として、残る事となった。

戦後、私事の扱いとはいえ、継続された祭祀問題を今後どの様に取り扱うかは重要な問題となる。その理由は、宮中祭祀問題と皇位継承問題は密接に結びつく可能性が考えられるからである。

宮中祭祀問題と皇位継承問題との関係については、元来、「皇位継承制度は皇室制度の基本的価値を定めた制度であり、他の皇室諸制度の内容と密接な関係を有するもの」と考えられ<sup>5)</sup>、「議論に当たって皇室制度を総合的に考えることが必要」なものと考えられる<sup>6)</sup>。具体的には、「皇族の範囲（宮家を継承・創設することの意義、皇族の皇籍離脱の基準・手続、配偶者の制度の考え方）、摂政制度（摂政就任資格、就任順序）、皇室経済制度（皇族費の定額、宮廷費と内廷費・皇族費との関係）、敬称制度、皇室の事務を行う組織体制、また国の制度ではないが皇室祭祀との関係なども視野に入れた議論」が望ましいものと考えられる<sup>7)</sup>。

女性による皇位継承を考えた場合、即位した女性天皇が、宮中祭祀を円滑に執り行うことが出来るかどうかは、重要な問題点となる。宮中祭祀は<sup>8)</sup>、万世一系イデオロギーを確認する儀式と言える<sup>9)</sup>。

天皇だけでなく、皇族も宮中祭祀に出席するが、祭祀の中には出席資格の無いものもあり、例えば、「新嘗祭」（稲の収穫祭）は、それに該当する。さらに、

「女性特有の『血のケガレ』を忌避するしきたりから、生理や妊娠の際には出席できない」という制限もある<sup>98</sup>。

過去に存在した女性天皇は、宮中祭祀を執り行ってきたという歴史的経緯がある。それ故、「宮中祭祀には女性が携われないものがあると主張して女性天皇を拒む論理は、その宮中祭祀こそが新しい（多くは明治以後のもの、つまり伝統ではないのだから変更）可能なものと考えられる<sup>99</sup>。

宮中祭祀の問題に関し、実は「明治になって新たに作られた祭祀や、昭和末期に形が変わった祭祀」が多く存在する<sup>100</sup>。例えば、新嘗祭の様に、古くからの伝統的な行事もあれば、その一方で、「田植えのように昭和になって始まった行事」が存在する<sup>101</sup>。

祭祀に関し、「型のみが残った伝統が社会の進展を阻んだり、伝統の名で古い慣習が人々を苦しめたりするのは」問題との指摘がある<sup>102</sup>。

こんにち、「皇室に無関心な世代は今後どんどん増えていく」事が考えられ<sup>103</sup>、そうした可能性から、今後の「皇室は相当危な」く<sup>104</sup>、それ故、宮中祭祀が公開される事となったのは、「このままではお濠の外側から内側に入ったときのギャップは想像を絶するものになるという危機意識の表れ」と考えられる<sup>105</sup>。

日本国民には、宮中祭祀について、あまり身近なものではなく、今後の皇位継承問題を含め、天皇制の存続問題を考える場合、この様な祭祀活動に対する認識を深める必要がある。

戦前から戦後にかけて、天皇制は変化したが、宮中祭祀に関しても、変化を検討することが必要ではないか。宮中祭祀を再検討することは、「明治以降の天皇制の歩みを検証し直す」事であり<sup>106</sup>、「皇室が存続するには、時代にあうよう、思い切って変えるべきところを変える」事が必要なのではないかと考えられる<sup>107</sup>。

### 皇位継承に関する諸見解

2006年（平成18年）に悠仁親王という、現行制度の下、新たな皇位継承者が誕生したが、皇位継承の安定化については、議論の余地が多く存在する。

日本国憲法第4条の規定では、戦前とは異なり、現行憲法上、天皇は本来、憲法に列挙される国事行為のみを行う存在であり、政治上の実質的な権能は容認されない。

戦後の天皇制は、象徴天皇制であり、「天皇はあくまで文化的、精神的な支柱」としての存在で<sup>29</sup>、皇位継承に関し、男子に拘泥する必要はないとの指摘がある。

皇室の歴史を紐解けば、近代以前は今よりも自由であり、「政治的なもの以外の、文化的、精神的なものは天皇が決める」べきであり<sup>30</sup>、国民があれこれ口を差し挟むことは問題との指摘がある。

ある意味では、「天皇制は、非常に不自由で、過酷な制度」であり<sup>31</sup>、「そういう不自由で過酷な制度を、日本人は天皇家に押しつけている」から<sup>32</sup>、もっと自由になることが必要との意見である。

しかしその一方で、皇統の現行制度をそのまま踏襲すべきとの意見もある。現行の制度は、例えその維持が困難を伴っても、それを克服して維持していくからこそ尊いとの見解である。

天皇は祭祀者として、「すなわち、宗教指導者としての役割を果たすことで、『天皇』には、『有事』に際して、一致団結の象徴となるという重要な役割」を持つとの見解である<sup>33</sup>。

天皇の存在は、「危機の時代に対処するための、潜在的な『安全装置』」としての役割を持っていたとされ<sup>34</sup>、従来の皇統により、皇位は遵守されてきたものと考えられる。

皇室の存在意義とは、「古代からの原理を維持していること」にその特徴があり<sup>35</sup>、維持することが困難な従来の皇統を伝統的に継続してきたことにこそ「皇室の尊さ」があるとの見解である<sup>36</sup>。

現行の制度では、皇位継承に関する具体的な規定は、現行「皇室典範」に依拠する。その改正問題については、現行憲法第2条の規定を踏まえ、国会の議決によるものとされる。

しかし、典範問題に関し、「日本の歴史上特異な役割を果たしてきた天皇」

という視点に基づき<sup>298</sup>、現行憲法第1条に規定される天皇の地位に関し、「明治憲法以前の天皇の地位との間に、継続性を認めるか、それとも断絶性を認めるか」について検討が求められるとの指摘がある<sup>299</sup>。

すなわち、「明治憲法が過剰に与えすぎた権能をそぎおとし、天皇が歴史的に担ってきた役割を純化したという継続性を重視する理解（地位継続説）」という意見と<sup>300</sup>「過去にあった天皇の役割をいったん御破算にして、まったく新たな役割をもつ天皇を国家機関として創設したという断続性を強調する理解（地位断絶性）」の意見が存在する<sup>301</sup>。

このような意見に対し、現行憲法が、先の明治憲法第73条に基づく改正の形式を踏まえたり、「明治憲法下の天皇がそのまま現行憲法下の天皇としての地位にとどまったという事実」を考えれば<sup>302</sup>、「地位継続説が妥当」との指摘がある<sup>303</sup>。

この「地位継続説」に基づけば、皇位継承の歴史において、過去に存在した8人10代の女性天皇は、明治憲法体制下の公定解釈としては、中継ぎ役であるとの認識を踏まえ、天皇の伝統的な地位は、「憲法が当然の前提としているものと」理解され<sup>304</sup>、現行皇室典範の改正によって女性天皇を規定することは、「天皇の地位の断絶性を認めない限り」不可能ではないかと考えられる<sup>305</sup>。

しかしその一方で、現行憲法第1条に規定される天皇の地位は、『日本国民の総意』に基づかれる。その「天皇の地位の承継方法は、天皇の地位のあり方の中核を占めるもの」であり<sup>306</sup>、国民の総意、すなわち国民の意思は、「『全国民を代表する選挙された議員』（四十三条）の集う政府機関に過ぎない国会の議決によってではなく、憲法九十六条に定められた憲法改正手続きによって明らか」となる<sup>307</sup>。すなわち終局的には、「主権者たる国民の承認」が重要な要素になるものと考えられる<sup>308</sup>。

それ故、「天皇の地位の継続性」が認められるにしても<sup>309</sup>、現行憲法の改正により、女性天皇等を規定することは可能なものと考えられる<sup>310</sup>。

## 注

- (1) 芦部信喜・高見勝利（編著）『日本立法資料全集1 皇室典範』、1990年、信山社、438～441頁、参照。昭和21年12月18日の「貴族院皇室典範案特別委員会」において、村上恭一議員が、典範を法律と言わないのは、「一般の法律よりも少々強い、一段高い地位にあるものと云ふやうな感じを起すことはないでありませうか」と質問し、これに対し、政府側の金森徳次郎国務大臣は、「皇室に關しまする規定に付きまして、或程度の相應しき尊嚴さを備へますことは適當なことと考へて居ります。皇室に關しまする根本の制度でありますが故に、一般の法と云ふ言葉より何となく莊重に聞えまする所の典範と云ふ言葉を用ひて表題にすることは、其の莊重ならしむると云ふ意味に於て理由があると思ひます」と答弁している。
- (2) 芦部・高見、前掲、365頁。
- (3) 芦部・高見、前掲、231～232頁。
- (4) 芦部・高見、前掲、274頁。
- (5) 園部逸夫『皇室法概論』、平成14年、第一法規、381頁。
- (6) 園部、前掲、381頁。
- (7) 園部、前掲、381頁。
- (8) 原武史「皇室の危機は去っていない」、『論座』2006年11月、114～115頁、参照。原氏は宮中祭祀の例として、宮中三殿の一つである「皇靈殿には、初代神武から124代昭和までの歴代の天皇や皇族の靈がまつられており、春期皇靈祭（春分の日）や、秋季皇靈祭（秋分の日）、神武天皇祭（4月3日）、綏靖から仁孝までの各天皇の式年祭、孝明から大正までの各天皇の例祭、昭和天皇祭（1月7日）などが行われる」ことを挙げている。
- (9) 原、前掲、114頁、参照。
- (10) 原、前掲、115頁、参照。原氏は、宮中祭祀に関して、女性皇族の出席については、現在においても、「男性にはない厳しい制約が課せられる」と指摘している。
- (11) 松本健一「皇室の伝統は一体何か女系天皇も容認すべき秋（とき）」、『中央公論』2006年3月、184頁、参照。松本氏は、「持統天皇をはじめとする歴代の天皇は宮中祭祀をおこなってきた」と指摘している。
- (12) 朝日新聞2009年5月6日付朝刊記事、「皇室と女性」、参照。2009年（平成21年）に、天皇・皇后は結婚50周年を迎え、2人の半世紀の歩みにあらためて注目が集まった。作家の林真理子氏と政治学者の原武史氏が宮中祭祀の問題を通して、天皇・皇后及び皇室等の今後について対談を行っている。
- (13) 朝日新聞、前掲、5月6日付朝刊記事。
- (14) 朝日新聞、前掲、5月6日付朝刊記事。

- (15) 朝日新聞、前掲、5月6日付朝刊記事。
- (16) 朝日新聞、前掲、5月6日付朝刊記事。
- (17) 朝日新聞、前掲、5月6日付朝刊記事。
- (18) 朝日新聞、前掲、5月6日付朝刊記事。
- (19) 朝日新聞、前掲、5月6日付朝刊記事。
- (20) 猪瀬直樹(他)「おきざりにされた皇室典範改正問題 皇位継承 愛子さまか悠仁さまか」、『週刊現代』2008年6月14日号、28頁、参照。各界より数十名の論客が誌上で、皇位継承問題について、それぞれ自身の見解を述べている、その中で、鈴木邦男氏は、「我々こそが天皇制によって守られている」と指摘し、「天皇をはじめ、皇室の方々は、そこに存在してくれているだけでありがた」く、皇統の伝統維持や女性天皇の容認問題等、「外野が騒ぐこと自体、失礼な話」との見解を示している。
- (21) 猪瀬(他)、前掲、28頁。
- (22) 猪瀬(他)、前掲、28頁。
- (23) 猪瀬(他)、前掲、28頁。
- (24) 猪瀬(他)、前掲、147頁、参照。皇學館大学の新田純氏は、現行の皇統制度の維持は、なかなか実現には困難を伴うが、これを克服して維持するからこそ尊いとの見方を示している。新田氏は、「もし男子誕生が無かった場合、皇室や宮家に旧皇族の男子を養子として迎える」案を採用してでも、現行制度の維持をと主張している。
- (25) 猪瀬(他)、前掲、147頁。
- (26) 猪瀬(他)、前掲、147頁、参照。新田氏は、喩えとして、「京都や奈良に残る、歴史的建造物に価値があるようなもの」と指摘し、「木造で保存が難しいにもかかわらず、技術が発達し社会が変わっても、そうしたものが残っているのは、大変貴重なこと」との見解を示している。
- (27) 猪瀬(他)、前掲、147頁、参照。新田氏は、女性天皇の例を指摘し、女性の皇位継承には必ずしも反対ではないとの認識を示した上で、悠仁親王の誕生を踏まえ、現行の皇統制度を改変する必要はなく、現行の皇統を「これからも維持するために、どうすべきか考えるのが『順当』」であるとの見解を示している。
- (28) 渋谷秀樹「日本国憲法と天皇」、『世界』2009年6月、152頁、参照。「特集 岐路に立つ象徴天皇制」の中で、渋谷氏が、憲法解釈論の視点から、先の大日本帝国憲法を踏まえ、現在の日本国憲法の天皇の位置付けについて、大変興味深い分析を行っている。
- (29) 渋谷、前掲、152～153頁。
- (30) 渋谷、前掲、153頁。
- (31) 渋谷、前掲、153頁。

- (32) 渋谷、前掲、153頁。
- (33) 渋谷、前掲。153頁。
- (34) 渋谷、前掲、153頁。
- (35) 渋谷、前掲、153頁。
- (36) 渋谷、前掲、153頁。
- (37) 渋谷、前掲、153頁。
- (38) 渋谷、前掲、153頁。
- (39) 渋谷、前掲、153頁。
- (40) 渋谷、前掲、153頁、参照。

## むすびにかえて

2004年（平成16年）の秋に、当時の小泉純一郎首相が、首相の私的諮問機関として、「皇室典範に関する有識者会議」を発足させた。

この「有識者会議」は、翌2005年（平成17年）1月より会合を開き、10ヵ月程度の期間で、皇位継承問題について、女性天皇等の容認を是とする答申をまとめ、同年11月24日に政府に報告書を提出した。

「有識者会議」にとって、「『皇位の安定的な継承』すなわち天皇制の恒久化のために、どんな制度調整が必要かという論点」が重要な点であったと言っても過言ではなかった<sup>(1)</sup>。

「有識者会議」は、構成員が10名という限定された人員で、議論の期間も1年に満たない短期間での審議で答申をまとめ、政府に提出したもので、会議の進行中、皇位継承問題の当事者である皇室関係者には何らの相談もなく、関係者等からの意見を聞くわけでもなく、国会において決議する議員等に幅広く意見を求めるものでもなかった<sup>(2)</sup>。

しかし、「有識者会議」により取りまとめられた報告書が、国会に提出されようとした矢先に、秋篠宮妃の懐妊の発表が報じられ、現行皇室典範を改正する動きは、急速に下火となり、最終的に、現行皇室典範の改正案は国会提出が見送られる事となり、皇位継承問題は、振り出しに戻るような形となった。

それ以後、現在に至るまで、皇室典範の論議等は、宙に浮いた形となり、活発に論じられる事はあまり無くなっている。

しかし、2011年（平成23年）3月に、未曾有の東日本大震災が勃発し、国家全体が、既存の社会生活や社会的価値観等の根本的な再考を迫られるという状況が生じている。

その様な状況の中、国家の最高法規である日本国憲法に対する議論も徐々にではあるが、今後その動きに注目する必要がある。

2007年（平成19年）に、現行憲法の改正問題に関係する国民投票法が成立し、その後、2010年（平成22年）5月に、その施行となった。

さらに、形式上、2007年（平成19年）8月に設置された、衆院憲法審査会が、4年余り経った2011年（平成23年）11月に、実質的に活動を始める事となった。

憲法審査会が、今後、活動をどの様に推進していくかは、未だ不透明な部分があるが、象徴天皇制について、とりわけ皇位継承に関する議論が、その中に包含される可能性は少なくないものと考えられる。

現行憲法下では、その第1章の象徴天皇制の規定で、天皇の役割は、その第4条で国事行為のみを行う存在と位置づけられているが、しかし実質的には、天皇は憲法に規定された以外の行為を幅広く行っている<sup>(3)</sup>。

今上天皇は、「『国民と共に』との姿勢を機会あるごとに示す」努力を行い<sup>(4)</sup>、皇后は、「『皇室は祈りでありたい』との考えを」示している<sup>(5)</sup>。

天皇・皇后は、平成という時代の皇室観として、「皇室の将来やその基盤となる国民との関係を見すえながら作り上げてきた」という認識を示したものと見える<sup>(6)</sup>。

象徴天皇制の今後については、その維持を前提にする場合、皇位継承問題、特に皇位継承者の確保は避けて通れない課題である。

現行皇室典範では、その第1条で、『皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する』と規定されている。この規定に基づけば、近年では、悠仁親王の誕生をみたが、皇位継承者の確保は将来困難が予想される。

女性の皇位継承は未だ不可能なのであろうか。現行皇室典範では、その第12

条で『皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる』と規定されている。この規定に基づけば、既存の女性皇族も、次々に皇籍を離脱する可能性が生じる。

最近では、広く海外に目を向けると、日本の皇室にも縁のあるイギリスの王位継承問題について、「男子優先を定めた英王室の王位継承法について、男女に関係なく最初に生まれた子どもが王位につくように見直すことで合意」があった<sup>71)</sup>。

イギリスの王位継承法は、1701年に制定され、近代以降の日本とは異なり、元来「女性の王位継承を認めて」はいるが<sup>72)</sup>、従来は、「男子が優先され、たとえば長子が女子で次の子が男子の場合は男子が王位につく」仕組みであった<sup>73)</sup>。この男子優先の規定を、さらに一步押し進めて、男女平等の規定に改正する事となった。こうした事実は、世界の流れも、性差による差別を一層取り除く特徴が伺われ、興味深い所である。

これに対し、日本では、明治以降、女性による皇位継承を一切禁止し、その制度は未だ継続中である。

日本は、1980年代の半ばに、「女子差別撤廃条約」を批准したが、このような国際条約の視点から、最近では、現行の皇位継承制度に対する批判が行われている<sup>74)</sup>。

現行の制度に固執するならば、旧宮家の復活を考慮し、男子の皇位継承者を確保する方法を試みる事が重要となる。すなわち、「旧皇族男性が女性皇族と結婚したり、宮家の養子」となることで<sup>75)</sup>、現行の制度を維持する事が可能となるのである。

国民の間では、「神話にさかのぼる『万世一系』を絶対とする意見から男女平等を主張する意見まで、人々の価値観は幅広い」ものと考えられる<sup>76)</sup>。

現行憲法下の第1条で、天皇は、『象徴』であり、その地位は『主権の存する日本国民の総意に基づく』ものと規定されている。

天皇を「象徴というならば、今の国民にとって自然な象徴であ」る事こそが、重要ではないか<sup>77)</sup>。それ故、皇位継承制度について、より柔軟な思考が必要と

されるのではないだろうか。

現行の制度のままでは、将来、女性皇族の皇籍離脱（皇族の身分の離脱）の問題を含め、このままでは皇族自体が段々と減少して行く可能性も懸念される。

皇族減少の問題については、現在、宮内庁の羽毛田信吾長官が、「皇族方の減少は緊急性の高い課題」との懸念を示し<sup>14)</sup>、皇位継承の安定性の問題にも拘わることから、その対策として、「女性宮家」を検討する考えが、現在浮上している<sup>15)</sup>。

現在の象徴天皇制の支持率は決して低くなく、世論は、象徴天皇制には、多くは好意的であると考えられる。それ故、「国民の側も、憲法の制約を踏まえつつ、どんな役割の天皇像を求める」べきか<sup>16)</sup>、熟考する必要がある。

今後、如何なる役割を果たすべき天皇か、そして天皇制を維持する場合、「将来の皇位をどうつなぐか」を熟慮した上で<sup>17)</sup>、現行憲法あるいは現行皇室典範を今後どの様にすべきかを考える事が必要である。

未曾有の大震災を機に、天皇・皇后をはじめ、皇室の国民に果たす役割があらためて浮き彫りとなった。将来の天皇制や皇室のあり方について、国民による今後の真摯で幅広い議論が俟たれる所である。

## 注

(1) 奥平、前掲、400頁。

(2) 朝日新聞2005年10月28日付朝刊記事、「三者三論 女性天皇どう考える」、参照。「皇室典範に関する有識者会議」の議論が、当時進行中の際、原稿の皇室制度の今後のあり方について、3人の論客（横田耕一・長根秀樹・加納実紀代の各氏）がそれぞれの論を展開している。横田氏「『男系限定』は憲法に違反」、長根氏「現制度の方が皇室安定」、加納氏「天皇制そのものの議論を」である。この記事の中で、長根氏は、「本来、国会議員全員が参加する特別委員会などを設け、有識者を参考人として招いたり、全国で公聴会などを開き、数年間をかけて議論を展開したうえで、国民総意による結論を得るべき」と指摘している。

(3) 天皇は憲法上、憲法に規定にされる国事行為のみを行うという存在であるが、実

際それのみでは、行動の範囲が狭く、象徴天皇としての機能の円滑性が問題となるとの理由で、政治的な問題を醸し出すことのない範囲で、内閣又は宮内庁の補佐に基づき、「象徴としての行為」を黙示的に承認し、行動可能な範囲を広げている。朝日新聞2010年2月26日付朝刊記事、参照。天皇の憲法上の規定以外の「公的行為」とは、「外国要人との会見、外国訪問、国会開会式での『お言葉』、各種催しでのあいさつなど、多岐にわたる」。さらに政府は、「天皇の公的行為についての政府見解」を発表し、その中で、「天皇の公的行為とは、憲法に定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて、公的な立場で行われるものをいう。天皇の公的行為については、憲法上明文の根拠はないが、象徴たる地位にある天皇の行為として当然認められるところである」との見解を示した。そして政府は、天皇の公的行為について、「それぞれの公的行為の性格に応じた適切な対応が必要となることから、統一的なルールを設けることは、現実的ではない」との見解を示している。

- (4) 朝日新聞2011年5月16日付朝刊記事、「皇室と震災」、参照。東日本大震災の被災者を見舞い励ます天皇・皇后の姿に国民は大変勇気づけられた。
- (5) 朝日新聞、前掲、5月16日付朝刊記事。
- (6) 朝日新聞、前掲、5月16日付朝刊記事。
- (7) 朝日新聞2011年10月29日付朝刊記事、参照。2011年（平成23年）10月28日に、「英国王を国家元首とする英国、カナダ、ジャマイカなど英連邦16カ国の首脳会議が」、オーストラリアで開催され、英国の王位継承を男女平等にすることで合意した。
- (8) 朝日新聞、前掲、10月29日付朝刊記事。
- (9) 朝日新聞、前掲、10月29日付朝刊記事。
- (10) 筒井若水（編代）『国際法辞典』、1998年、有斐閣、192頁、参照。「正式には、『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』と」呼ばれる。日本は1985年に批准し、この条約は「前文及び30箇条からなり、政治的・経済的・謝意的・文化的・市民的その他のあらゆる分野における男女平等を規定」している。辻村みよ子『憲法』、2004年、日本評論社、32頁、参照。「男女平等の観点から女性差別を排除するための原則や実効的措置を掲げただけでなく、自己の国籍を子どもに与える権利や教育・雇用・婚姻等について男性と同等な女性の権利（九条・一〇条・一一条・一六条）を明確にしている」。さらに、辻村、前掲、207頁、参照。皇位継承問題に関し、「性別に基づく異なる取扱いが日本の法制度や慣習上の性差別を助長・温存する機能を果たしていることなどからすると、合理的理由のない差別的取扱いであると認めることができる」。そして、「あらゆる法制上や慣習上で性別に基づく不合理な差別的な取扱いを排除しようとする女性差別撤廃条約第二条「とりわけ（f）に明白に抵触すると解される」。櫻井よしこ・大原康男・茂木貞純『皇位

継承の危機いまだ去らず』、2009年、扶桑社新書、212～213頁、参照。この条約に関し、1985年3月に参議院の予算委員会において、当時の日本社会党の久保田早苗議員が、「女帝を認めないのは男女差別撤廃条約に抵触しないか」と質問し、当時の安部晋太郎外務大臣が、「本条約のいう女子に対する差別は、性に基づく区別等により女子の基本的な人権を侵害することを指す。皇位につく資格は基本的な人権等には含まれないため、皇位継承資格が男系男子の皇族に限定されていても、撤廃の対象とする差別には該当しないと考える」との見解を示している。

- (11) 朝日新聞2008年3月18日付朝刊記事、「象徴いただきて」、参照。
- (12) 朝日新聞、前掲、3月18日付朝刊記事、参照。
- (13) 朝日新聞、前掲、3月18日付朝刊記事、参照。
- (14) 朝日新聞2011年11月25日付朝刊記事、参照。宮内庁の羽毛田長官が、10月5日に野田佳彦首相と会談し、その中で「皇位の安定的継承や皇室の活動のためには課題があり、緊急性が高まっている」と述べた。
- (15) 朝日新聞、前掲、11月25日付朝刊記事、参照。政府の藤村修官房長官は、「安定的な皇位継承を確保する意味で、将来の不安が確保解消されたわけではない」と指摘し、「女性宮家」を「国民各層の議論を十分に踏まえながら、今後検討していく必要がある」との見解を示した。
- (16) 朝日新聞2009年11月12日付朝刊記事、「即位20年」、参照。2009年は今上天皇の即位20年の節目の年で、記念式典等が行われた。今上天皇は、「日本国憲法下で即位した初の象徴天皇として前例のない道を懸命に模索し」、そうした『『平成流』スタイルが時代の求めに合い、多くの国民に受け入れられた』とされる。しかし一方で、天皇の「活発な活動や踏み込んだお言葉は、政治的な思惑にからめとられる危険をはらむ」ので、「憲法の理念が形骸化」しないよう注意することも必要と考えられる。
- (17) 朝日新聞、前掲、11月12日付朝刊記事、参照。